

栄養機能食品の追加に関する 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会審議結果について

栄養機能食品の追加について、本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で審議された。

○ 本日の審議の概要は、以下のとおり。

- 厚生労働大臣から、栄養機能食品として追加するマグネシウム、銅、亜鉛の表示の基準を定めることについて、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、薬事・食品衛生審議会に諮問がなされた。
- 分科会としては、その表示の基準について下表とすることについて了承する旨の答申を得た。

栄養成分	上限・下限量	機能表示	注意事項
マグネシウム	80mg～300mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
銅	0.5mg～5mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
亜鉛	3mg～15mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。

(参考) 今後の予定

本答申を受け、告示の改正等を行う予定（平成16年4月1日適用）。